主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人亀岡秀二郎の上告趣意は、事実誤認の主張であり、被告人Bの 弁護人山村利宰平の上告趣意は、単なる訴訟法違反、事案誤認の主張である。何れ も刑訴四〇五条に定める上告理由に当らない。また本件においては同四一一条を適 用すべきものとも認められない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により、全裁判官の一致で、主文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官